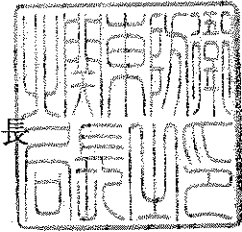




関防第460号  
平成23年1月31日

福生市長 殿

北関東防衛局長



中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）に対する抗議  
・申入れ書について（回答）

横田飛行場の安定的使用の確保につきましては、平素より多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日、貴殿から文書（福企企発第74号。平成23年1月7日及び4日付）により防衛大臣及び当職あてに抗議・申し入れがありました事項について、防衛本省と調整の上、当職より下記のとおり回答いたします。

#### 記

##### 1、2、3、6及び7について

横田飛行場に移転する部隊については、現在、府中基地に所在する航空自衛隊航空総隊司令部並びに関連部隊である作戦情報隊、防空指揮群、気象関連部隊及び警務関連部隊を予定しており、この他の部隊を移転させる予定はありません。

航空機の移駐については、航空総隊司令部等の移転後においても自衛隊員の移動などのためにヘリコプターや輸送機等の往来はあり得ますが、航空機部隊及び航空機が常駐する予定はありません。

昨年12月17日に閣議決定された中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）における「横田基地を新設し、航空自衛隊航空総隊司令部等を移転する」との記述については、以上のような考え方を踏まえたものであり、これまで御説明してきた内容を超えるものではありません。また、これまで御説明してきた施策を具体化するに当たり、法令上の整理として「横田基地」との文言を用いたものであります。

北関東防衛局として思いが至らず、中期防衛力整備計画に関しての説明については、十分な配慮をすべきものであったと考えております。引き続き、当局と貴市との連絡を密にしていくことにより対応して参りたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4について

再編交付金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）に基づき交付されるものであり、横田飛行場においては、航空総隊司令部及び関連部隊の移転の規模等を点数化し、交付しているものであります。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づき、横田飛行場の設置又は運用が周辺に与える影響に応じて交付しているものであり、今後とも、自衛隊を含む横田飛行場の設置・運用等による障害の実態を踏まえ、交付することとなります。

なお、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基づく民生安定施設の助成等については、今後とも、貴市からの御要望をお聞きしながら、可能な限り努力してまいりたいと考えております。

#### 5について

日米間のインターオペラビリティ（相互運用性）の向上とは、部隊運用などの面で、日米の相互の連携を向上させることであり、今回の航空総隊司令部等の移転により、我が国の防空や弾道ミサイル防衛における情報共有を始めとする日米の司令部組織間の連携が強化され、このようなインターオペラビリティの向上が図られることとなります。

#### 8について

防衛省としては、これまでも可能な限り関係地方公共団体に情報提供を行ってきたところであり、今後とも、横田飛行場に関する情報については、貴市及び関係地方公共団体に対し、適時適切に説明を行い、御理解と御協力が得られるよう努めてまいります。

関連文書：福企企発第74号（平成23年1月4日）